

# 大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業

## 事業再興計画確認事務要領

この要領は、大分県が実施する大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業における『コロナ危機対応 事業再興計画』（以下「再興計画」という。）について、確認事務の円滑化を目的として定めるものです。

### 1 再興計画の概要

再興計画とは、コロナ感染症による影響を受けている中小企業等が影響前の経営状況（売上げ、付加価値、営業利益等）に戻すために行う、今後3年間の前向きな取組を記載した事業計画のことをいいます。

再興計画の認定は、県が実施する事業内における補助金の交付を受ける前提条件となっており、コロナの影響により減少した売上げを今後3年間で回復させると見込むに足りる内容の計画かどうかを県が認定します。

### 2 支援機関による再興計画の確認

各支援機関は、県の補助金の交付を希望する事業者から、再興計画に関する様式が提出された場合は、別添の確認表に沿ってコロナの影響により減少した売上げを今後3年間で回復させると見込むに足りる内容か確認をお願いします。

なお、再興計画の内容は、1回に限り変更を認めています（実施する事業内容（特に補助金の交付対象となる事業）の変更等に変更があった場合）。

そのため、同一の事業者から事業再興変更計画書が提出される場合がありますが、その際は、確認表に沿って、再度の確認をお願いします。

### 3 確認後

チェックが全て入った確認表に各支援機関の確認印を押印し、各事業者に確認表をお渡しください。

確認表を受け取った事業者は、当該確認表を添付して県に再興計画の認定申請を行い、県が計画を審査し、審査項目の合計点が一定の点数以上であれば計画を認定します。

再興計画の認定を受けた事業者は、再興計画の今年度実施分の事業に関し、大分県工業連合会に対し、補助金の交付申請ができます。

## 4 手続全体の概要

### (1) 事業再興計画の認定申請手続

#### ① 支援機関による 再興計画の確認

申請者 → 支援機関

- 【提出書類】
- ・コロナ危機対応 事業再興（変更）計画書
  - ・企業概要
  - ・経営計画 など

#### ② 再興計画認定申請

申請者 → 大分県

- 【添付書類】
- ・大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画認定申請書 + その他添付書類
  - ・支援機関による事業再興計画の確認表

#### ③ 県による再興計画 の審査

大分県 審査・認定 → 申請者

- ※ 審査は、毎月中旬と下旬の2回に分けて行います。
- ※ 一定の点数以上の再興計画を県が認定します。

(大分県からの認定書で認定を受けた方のみ、補助金交付申請が可能になります。)  
(事業再興計画の変更は、1回に限り認めています。)

### (2) 補助金交付申請手続

#### ① 補助金交付申請

申請者 交付申請書 → 大分県工業連合会

【添付書類】

- ・補助金交付申請書 + その他添付書類
- ・事業再興計画の認定書の写し

#### ② 審査・交付決定通知

大分県工業連合会 審査・交付決定 → 申請者

(交付決定後から事業着手が可能)

#### ③ 補助事業（事業着手から支払いまで） 申請者

※ 補助事業内容に変更が生じた場合は、「大分県ものづくり中小企業コロナ危機対応事業再興計画変更認定申請書（第1号様式）」及び「ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）」の提出が必要です。

※ ハード事業（設備投資）に着手又は完了したときは、遅滞なく補助事業着手届（第9号様式）又は補助事業完了届（第10号様式）等の提出が必要です。

#### (4) 執行状況確認

大分県工業連合会 補助事業執行状況照会 → 申請者 回答

#### ⑤ 実績報告

申請者 実績報告 → 大分県工業連合会 2月15日まで

#### ⑥ 額の確定

大分県工業連合会 → 申請者

#### ⑦ 補助金の請求

申請者 → 大分県工業連合会

#### ⑧ 精算払

大分県工業連合会 → 申請者

#### ⑨ 補助事業の終了→成果報告

申請者 → 大分県工業連合会

※申請者に対し、事業完了翌年度から起算して3年間、毎年度の5月31日までに事業成果の報告を求めます。